

事業説明シート 2 健康秋田市21計画（仮称）策定事業(新規)

部局課所 保健所保健総務課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 0項
重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

<p>【 事業の目的】 生活習慣病に起因する早死や障害を予防し（壮年期死亡の減少）、痴呆や寝たきりにならず健康で元気に生活できる期間を伸ばし（健康寿命の延伸）、生活の質の向上（QOLの向上）を図ることを目的に、国が策定した「健康日本21計画」に基づく本市独自の健康づくりマスタープランとなる「健康秋田市21計画（仮称）」を策定しようとするものである。なお、計画の期間は平成15年から22年までの8カ年計画とする。</p>	<p>【 事業の対象】 全市民</p>
<p>【 全体事業概要】 (1) 健康づくり運動を効果的に推進するため、保健医療上の重要な課題について科学的根拠に基づき取り組むべき具体的な目標を設定するとともに、目標を達成するために行う様々な活動の効果を適切に評価し、その後の健康づくり運動に反映させる。 (2) 健康づくりは市民一人ひとりが取り組むことが基本であるが、個人の主体的な取り組みを社会全体で支援するための環境整備が不可欠であり、行政をはじめ保健・医療関係団体、マスコミ、企業等の協力・連携のもと個人の取り組みを積極的に支援する体制を整備し、個人の健康づくりを総合的に支援する。</p>	<p>【 新年度事業概要】 (1) アンケート調査の実施 市民の健康上の問題を把握し、その原因分析、運動展開のための具体的な目標を設定するため合計12,000人を対象としてアンケート調査を実施する。 (2) 策定委員会等の設置 計画策定に必要なアンケート調査内容の分析等の計画策定全般に関わる作業を行うため、学識および保健事業団体関係者、公募による多くの一般市民で構成する策定委員会等を設置する。 (3) 計画書、パンフレットの作成 計画書2,000部、概要版5,000部を作成・配布し、健康づくり運動を市民に広く周知する。</p>
<p>【 備考】 平成12年度秋田県では「健康秋田21計画」を策定済みである。</p>	<p>【 国県施策名】 地域保健特別推進事業 【 国補助率】 10/10 【 県補助率】 【 起債充当率】</p>

事業評価シート 2 健康秋田市21計画（仮称）策定事業(新規)

<p>【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有</p>	
<p>【 民間事業との競合】 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有</p>	
<p>【 住民ニーズ、行政需要の動向】 <input checked="" type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向 少子高齢化の進行とともに、健康づくりへの市民ニーズは高まりつつある。</p>	
<p>【 市が今行う必要性】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 健康づくり運動を効果的に推進するためには、住民をはじめ関係機関・関係団体等の参加を得て、地域の実情や特性に応じた健康づくり推進のための具体的な「地方計画」を策定する必要がある。</p>	
<p>【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 <input checked="" type="radio"/> 問題無 <input type="radio"/> 要配慮</p>	
<p>【 事業成果(アウトカム)指標】</p>	

指標	各分野において平成22年までにクリアすべき目標数値に対する各年度ごとの達成状況				
選定理由	具体的な項目に対して事業の効果が把握できる				
計算・推計方法	各年度の達成状況 / 達成目標値				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

【事業成果指標・備考】
 指標については、計画策定後設定とする。

事業説明シート 3 予防接種事業(継続)

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 1項 感染症予防対策等の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 感染症の発症およびまん延を予防する。	【 事業の対象】 乳幼児（生後3月～90月） 小・中学生（全小・中学校） 高齢者（65歳以上）
【 全体事業概要】 予防接種法に基づく予防接種 ・個別接種5 麻しん、風しん、三種混合、日本脳炎 インフルエンザ ・集団接種3 ポリオ、二種混合、風しん（中学校） ・基礎疾患を有する児を対象とした特別予防接種 ・協力医師等を対象とした予防接種研修会 ・健康被害者に対する医療費等の支給	【 新年度事業概要】 予防接種 57,401人 （インフルエンザ23,589人） 特別予防接種 16人 研修会（講演会） 80人 健康被害医療給付 1人 ・高齢者インフルエンザ予防接種を行った場合には、77,424千円の経費の支出が見込まれる。
【 備考】 （過去3年間実績） H10 集団 12,977人、個別 24,531人 H11 12,519人、 25,137人 H12 11,478人、 23,804人	【 国県施策名】 予防接種事故処理費 【 国補助率】 1/2 【 県補助率】 1/4 【 起債充当率】

事業評価シート 3 予防接種事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 ○ 無 ● 有	集団接種方式から個別接種方式への切り替えにより、相談時間延長やプライバシー保護が図られる。
【 民間事業との競合】 ● 無 ○ 有	予防接種法に基づき市が行うもの。 （予防接種法第3条1項）
【 住民ニーズ、行政需要の動向】 ● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	少子化により対象となる乳幼児、児童生徒数が減少するが、高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種の実施により、全体では対象者数が増加する。
【 市が今行う必要性】 ○ 無 ● 有	予防接種法に基づき市が行うもの。 （予防接種法第3条1項）
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 ● 問題無 ○ 要配慮	
【 事業成果(アウトカム)指標】	
指標	予防接種者数
選定理由	接種状況が感染症対策の推進状況を表す。
計算・推計方法	出生数、児童生徒数、65歳以上の老人数から推計
留意事項	
指標の推移	H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度
目標	35,747人 57,401人 57,401人 57,401人 57,401人

実績					
----	--	--	--	--	--

〔事業成果指標・備考〕
事業成果指標としては各々の感染症の発症患者数や率が考えられるが、感染症の発症は流行に左右される部分も大きいほか、幼児や小・中学生といった年齢別の実態把握ができないため、予防接種を実施した成果として、将来の患者数や発症率の推計を行うことは困難である。
よって、指標はアウトプットである予防接種者数とした。

事業説明シート 6 難病患者等居宅生活支援事業(継続)

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 1項 在宅サービスの充実
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 難病患者等の訪問指導を実施し、ホームヘルプサービス事業および日常生活用具給付事業を活用し、在宅療養生活の支援と患者の自立および社会参加を促進する。	【 事業の対象】 難病118疾患および慢性関節リウマチの患者のうち在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断された方。 介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法の対象とならない方。
【 全体事業概要】 12年度からスタートした介護保険制度の非対象者の実態調査を実施し、訪問指導の中で、ホームヘルプサービス事業、日常生活用具給付事業を活用し、難病患者等の在宅療養生活を支援する。	【 新年度事業概要】 ホームヘルプサービス事業に加え、新たに日常生活用具給付事業を実施する。
【 備考】 9年度から国庫補助事業として開始されている。 (平成8年6月26日健医発第799号厚生省保健医療局長通知による)	【 国県施策名】 難病患者等居宅生活支援事業 【 国補助率】 1/2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 6 難病患者等居宅生活支援事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	国の難病対策委員会による難病対策全般の見直し状況によって、その周知体制が必要。
--	---

【 民間事業との競合】 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	
---	--

【 住民ニーズ、行政需要の動向】 <input type="radio"/> 増加傾向 <input checked="" type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向	
---	--

【 市が今行う必要性】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	厚生省(厚生労働省)通知により実施する。 介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法の対象外となっている難病患者に対する支援策が必要である。
---	--

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 <input type="radio"/> 問題無 <input checked="" type="radio"/> 要配慮	社会福祉協議会への協力要請と高齢福祉課、社会福祉課と連携が重要。
---	----------------------------------

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	サービス提供率				
選定理由	安定した療養生活の推進と在宅福祉サービスの進捗状況を表す。				
計算・推計方法	提供数 / 利用希望数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	100%	100%	100%	100%	100%
実績					

【 事業成果指標・備考】

事業説明シート 8 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）（新規）

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 3項 社会的自立と社会参加の促進
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

<p>【 事業の目的】 地域において精神障害者グループホーム（共同生活を営む精神障害者に対し、食事提供等の生活援助体制を備えた形態。）での生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行い、地域での自立生活を助長し、社会復帰および自立の促進を図る。</p>	<p>【 事業の対象】 精神障害者 2,702人（13年4月現在） ・精神障害者グループホーム 秋田市内5か所、定員29人</p>
<p>【 全体事業概要】 事業を行う精神障害者グループホームに対し、運営費を補助する。</p>	<p>【 新年度事業概要】 事業を行う精神障害者グループホームに対し、運営費を補助する。</p>
<p>【 備考】 これまでは県が実施してきたが、精神保健福祉法の改正により、平成14年度以降は市が実施するもの。 負担割合：国1/2、県1/4、市1/4（国庫補助は間接補助）</p>	<p>【 国県施策名】 精神障害者地域生活援助事業 【 国補助率】 1/2 【 県補助率】 1/4 【 起債充当率】</p>

事業評価シート 8 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）（新規）

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】
● 無 ○ 有

【 民間事業との競合】
● 無 ○ 有 精神保健福祉法第51条第1項の規定により市が補助を行う。

【 住民ニーズ、行政需要の動向】
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向 障害者の自立生活を支援する施設は不足しており、支援体制の充実が求められている。

【 市が今行う必要性】
○ 無 ● 有 精神保健福祉法第51条第1項の規定により市が補助を行う。

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】
● 問題無 ○ 要配慮

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	1グループホームあたりの補助額				
選定理由					
計算・推計方法	事業費/グループホーム設置数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		5	5	5	5
実績					

【 事業成果指標・備考】 目標設定せず、実績表示とする。

事業説明シート 9 精神障害者ホームヘルパー派遣事業(新規)

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 1項 在宅サービスの充実
重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 ノーマライゼーションの理念のもと、精神障害者が自立した居宅生活ができる地域づくりを推進する。そのため、日常生活を営むのに支障のある精神障害者に対し、ホームヘルパーを派遣して家事援助等の必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰促進を図る。	【 事業の対象】 精神障害者 2,702人(13年4月現在)
【 全体事業概要】 身の清潔保持等の身体介護や、調理・買い物等の家事援助を必要とする精神障害者の居宅にホームヘルパーを派遣し、日常生活を支援するとともに、社会生活能力を向上させる。 委託先 秋田市社会福祉協議会	【 新年度事業概要】 対象者見込み：18人(医療機関への調査による) (内訳)家事援助16人 身体介護 2人
【 備考】 精神保健福祉法の改正により、平成14年度以降、ホームヘルプなどの在宅福祉サービスが市町村の業務として規定された。	【 国県施策名】 精神障害者居宅介護等事業 【 国補助率】 1/2 【 県補助率】 1/4 【 起債充当率】

事業評価シート 9 精神障害者ホームヘルパー派遣事業(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
精神保健福祉法の規定により、市町村の業務として実施する。(精神保健福祉法第50条の3)					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向					
障害者が地域で安心した生活を送るためには、在宅福祉サービスの充実が不可欠であり、ノーマライゼーションの進展とともに更なる体制整備が求められている。					
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有					
精神保健福祉法の改正により、平成14年度から市町村の業務として実施することが新たに規定された。(精神保健福祉法第50条の3) 他の中核市も同様に14年度から実施の予定である。					
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
● 問題無 ○ 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	ホームヘルプサービス対象者数				
選定理由	在宅福祉サービスの提供量を明確に表す。				
計算・推計方法					
留意事項	平成14年度利用予定者18人				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		18人	18人	18人	18人
実績					

事業説明シート 14 妊産婦保健事業(継続)

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 3節 母子保健および児童福祉・少子対策の充実
 1項 妊産婦の健康管理体制の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 妊産婦および出産後の母体の健康管理を行うとともに、育児において最も注意を必要とする新生児期の順調な発育・発達を促す。	【 事業の対象】 妊娠の届出により母子健康手帳及び秋田市の妊婦健康診査受診券の交付を受けた妊婦約2,856人
【 全体事業概要】 医療機関方式による妊婦健診、および保健指導を必要とする妊産婦、新生児に対する訪問指導を実施する。	【 新年度事業概要】 ・妊婦健康診査に、新たにC型肝炎等の検査項目を追加し、健診を充実させる。前期・C型肝炎等検査受診見込み者 2,798人(98.0%) 後期・超音波検査受診見込み者 2,746人(96.1%) ・妊産婦(344人) 新生児(340人)に対し訪問指導を行う。
【 備考】	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 14 妊産婦保健事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	C型肝炎、エイズなどの健診にはプライバシーの保護が必要であり、利用者の希望に応じた健診体制や、結果通知の方法など検討が必要である。
--	---

【 民間事業との競合】 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	妊娠から出産までに定期的に受けるべき妊婦健康診査のうち、前期に1回、後期に1回及び超音波検査1回を公費負担にしているものなので、競合は、あり得ない。
---	--

【 住民ニーズ、行政需要の動向】 <input checked="" type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向	全国的にエイズ、C型肝炎等の感染者が増加傾向にあり、特に、若年者のSTD感染症の増加が認められ、その中に、複合感染として潜んでいることもあり得るので、母子感染を防ぐため、検査の必要がある。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H10</td> <td style="text-align: center;">H11</td> </tr> <tr> <td>受診券交付件数(人)</td> <td style="text-align: center;">5,917</td> <td style="text-align: center;">5,507</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査受診者数(人)</td> <td style="text-align: center;">5,524</td> <td style="text-align: center;">5,257</td> </tr> <tr> <td>受診率(%)</td> <td style="text-align: center;">93.4</td> <td style="text-align: center;">95.5</td> </tr> </table>		H10	H11	受診券交付件数(人)	5,917	5,507	妊婦健康診査受診者数(人)	5,524	5,257	受診率(%)	93.4	95.5
	H10	H11											
受診券交付件数(人)	5,917	5,507											
妊婦健康診査受診者数(人)	5,524	5,257											
受診率(%)	93.4	95.5											

【 市が今行う必要性】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	・少子化対策の一環として、妊婦健診の経済的負担の軽減を図るため、また、妊産婦の母体の健康管理および新生児期の順調な発育発達を促すため必要である。 ・エイズ、C型肝炎等の感染者が増加傾向にあり、母子感染を防ぐ必要がある。 (母子保健法第11条・第13条・第17条)
---	---

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 <input type="radio"/> 問題無 <input checked="" type="radio"/> 要配慮	・C型肝炎等検査は、受診者の希望に応じた検査が受けられるよう、検査項目の組み合わせや委託料、プライバシーを配慮した検査結果の通知方法、感染者の把握方法など医師会と調整を図る必要がある。
---	--

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	妊婦健診受診率				
選定理由	妊娠中の母体の健康管理を行い、安全な出産に結びつけることが大切				
計算・推計方法	受診者数 / 妊婦健診受診券交付件数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	98%	98%	98%	98%	98%
実績					

【 事業成果指標・備考】
 妊婦健診は、妊娠・出産の安全性を確保するために行われている健診なので、対象となる妊婦が確実に定期的に受けることが望ましいため、また、全国的に事業の実施状況を比較出来る受診率とした。

06保健 14

事業説明シート 15 在宅寝たきり者歯科健康診査事業(継続)

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 1節 高齢者保健・福祉の充実
 2項 在宅サービスの充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 在宅寝たきり者の口腔状態の改善を図る。	【 事業の対象】 市内に居住する在宅で寝たきり者
【 全体事業概要】 在宅寝たきり者に対して歯科医師等の訪問による歯科健診・指導を実施する。	【 新年度事業概要】 在宅寝たきり者に対して訪問による歯科健康診査を実施し、口腔状態の改善につなげる。受診見込み者30人
【 備考】	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 15 在宅寝たきり者歯科健康診査事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	医療機関による訪問診療が進むことで事業の意義が失われる。
--	------------------------------

【 民間事業との競合】 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	
---	--

【 住民ニーズ、行政需要の動向】 <input type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input checked="" type="radio"/> 減少傾向	市に対し、車椅子で受診できる医療機関、訪問診療可能な医療機関の紹介依頼など診療希望が増えている。 健診受診者数 H10年度80人、H11年度66人、H12年度27人
---	---

【 市が今行う必要性】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	国では「健康日本21」の8020運動、在宅要介護者歯科保健推進事業を進めている。 健診希望者が少数とはいえ、健診を実施する体制が不備のため、希望者がスムーズに受診できる体制をとる必要がある。
---	--

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 <input type="radio"/> 問題無 <input checked="" type="radio"/> 要配慮	訪問診療について、歯科医師会等関係機関と協議していく必要がある。
---	----------------------------------

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	受診者数				
選定理由	事業利用者状況が確認できる				
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

【 事業成果指標・備考】 寝たきり者数が確認できないため。

事業説明シート 19 老人保健事業（健康診査）（継続）

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 4項 各種検診の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

<p>【 事業の目的】 がん、脳卒中、心臓病、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防および早期発見、早期治療のために実施する。</p>	<p>【 事業の対象】 ・40歳以上の市民約111,000人。 ・子宮がん、乳がんは、30歳以上の女性約86,000人。</p>
<p>【 全体事業概要】 ・基本健康診査および胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、胸部総合検診（結核検診と肺がん検診）歯周疾患検診を実施する。 ・受診者の利便性と受診率を向上、および健診の精度を高めるため、胃がん検診の医療機関方式等の導入、乳がん検診にマンモグラフィ検査を導入する。また、複数の検診を一医療機関で受診できる手軽な市民ドック実施を検討する。 ・新たに生活習慣病のひとつである骨粗鬆症を予防する対策として骨粗鬆症検診を実施する。</p>	<p>【 新年度事業概要】 ・基本健康診査、各種がん検診、胸部総合検診、歯周疾患検診を実施する。 ・胃がん検診の受診勧奨を実施する。 ・40歳、50歳の節目検診として実施する骨粗鬆症検診について、15年度からの実施に向け検討する。 ・乳がん検診のマンモグラフィ検査の導入に向け検討する ・40歳から70歳までの基本健康診査の受診者に対し、5歳刻みで肝炎ウイルス検査等を実施する。</p>
<p>【 備考】</p>	<p>【 国県施策名】 老人保健事業（がん検診を除く） 【 国補助率】 1 / 3 【 県補助率】 1 / 3 【 起債充当率】</p>

事業評価シート 19 老人保健事業（健康診査）（継続）

<p>【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】</p>	
<p><input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有</p>	<p>受診率向上をさらに図る必要がある。</p>
<p>【 民間事業との競合】</p>	
<p><input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有</p>	<p>医療機関等において人間ドックを実施している。本市の各種健康診査、市民ドックの対象者は上記以外の者である。</p>
<p>【 住民ニーズ、行政需要の動向】</p>	
<p><input checked="" type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向</p>	<p>健康診査の受診者が増加している。 平成10年度44,098人 平成11年度56,525人 平成12年度57,522人</p>
<p>【 市が今行う必要性】</p>	
<p><input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有</p>	<p>生活習慣病を早期発見、早期治療をすることで、増大する医療費の抑制につながる。 ・老人保健法第16条 ・「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」平成10年3月31日 老健第64号 老人保健課長通知</p>
<p>【 事業外部の条件整備(関連事業等)】</p>	
<p><input type="radio"/> 問題無 <input checked="" type="radio"/> 要配慮</p>	<p>検診の精度向上と手軽な市民ドックの実施に向け、医師会等関係機関と検討する。</p>
<p>【 事業成果(アウトカム)指標】</p>	
<p>指標</p>	<p>受診率</p>
<p>選定理由</p>	<p>受診率の向上が生活習慣病の早期発見・早期治療につながる。</p>

計算・推計方法	受診者数 / 対象者数				
留意事項	基本健康診査・胃がん健診・乳がん健診				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

【事業成果指標・備考】
 目標設定せず、実績表示とする。

06保健 19

事業説明シート 20 健康増進情報システム関係経費(継続)

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 3項 健康増進情報システムの充実
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 健康増進情報システムを活用し、地域住民の健康動向等を把握することにより、保健指導の充実が図られる。	【 事業の対象】 乳幼児健診対象者、予防接種対象者、成人健康診査対象者、老人保健事業訪問指導対象者、健康判定事業受講者の年間延べ5万7千3百人のデータ。
【 全体事業概要】 ・健康増進情報システムに乳幼児健診、予防接種、健康診査等の受診結果等を入力し、個人データの経年的管理や各種集計を行う。また、健康情報を一元管理し、各保健婦・栄養士や各担当が共通の情報を持ち、各種保健事業に活用する。 ・14年度にシステムの機器更新に際し、より有効に活用できる機種に変更する。	【 新年度事業概要】 ・システム機器の更新 ・システムの維持管理 ・システムの修正および構築作業
【 備考】	【 国県施策名】 老人保健事業 【 国補助率】 1 / 3 【 県補助率】 1 / 3 【 起債充当率】

事業評価シート 20 健康増進情報システム関係経費(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有		システム全体の見直しにより、操作性、利便性が向上するがコストは増加する。			
【 民間事業との競合】 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有		個人情報のため民間では不可			
【 住民ニーズ、行政需要の動向】 <input checked="" type="radio"/> 増加傾向 <input type="radio"/> 不変 <input type="radio"/> 減少傾向		高齢社会に伴う健診対象者の増 データ入力総件数 H10 105,727件 H11 112,613件 H12 109,442件			
【 市が今行う必要性】 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有		毎年、検診や予防接種を行っているため、国や県に報告する各種検診データの保存・集計や、市民の予防接種状況を把握する必要がある。			
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 <input checked="" type="radio"/> 問題無 <input type="radio"/> 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	乳幼児健康診査および各種健康診査受診者延べ人数				
選定理由	より多くの受診者を取り込むことにより保健サービスの充実につなげることができる。				
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					

実績					
----	--	--	--	--	--

〔事業成果指標・備考〕
目標設定せず、実績表示とする。

06保健 20

事業説明シート 21 地域保健推進員活動支援事業(継続)

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 5項 健康教育および相談・指導體制の充実
重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

<p>【 事業の目的】 市民が地域で健康づくりを主体的に行うことができるよう、保健推進委員会の設置を働きかけ、その活動を支援する。</p>	<p>【 事業の対象】 市内全地区（39地区）。</p>
<p>【 全体事業概要】 地域ぐるみの健康づくりを推進するため、地域の中に保健推進員を設置し、疾病予防や健康増進について、地域に根ざした活動ができるよう支援する。 < 地域保健推進員の活動内容 > 健康教室等の開催、子育て支援活動、ふれあい元気教室の協力、健康診査の勸奨等</p>	<p>【 新年度事業概要】 ・補助金の算出基準を明確にして、活動の活性化を図る。 ・保健推進員の資質向上と情報交換のため、平成13年度の活動についての意識調査を踏まえ、会長・中堅リーダー研修会・全市保健推進員研修会を開催し、活動の活性化を図る。 ・ふれあい元気教室の協力を通し、今後必要となる高齢者の介護予防の実践的活動に結びつける。 ・保健推進員に健康秋田市21計画運動推進協議会の委員としての参画や実態調査のためのアンケート等の依頼をする。</p>
<p>【 備考】 少子高齢化や都市化が進む状況下、生活習慣病の一次予防啓発活動の必要性等が増す中で今後の地域保健活動の要となる。</p>	<p>【 国県施策名】 老人保健事業 【 国補助率】 1 / 3 【 県補助率】 1 / 3 【 起債充当率】</p>

事業評価シート 21 地域保健推進員活動支援事業(継続)

<p>【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】</p>	
<p>● 無 ○ 有</p>	

<p>【 民間事業との競合】</p>	
<p>● 無 ○ 有</p>	

<p>【 住民ニーズ、行政需要の動向】</p>	
<p>● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向</p>	<p>保健推進委員会の活動を支援することにより、市民主体の健康づくりを効率的に進めることができる。 ・保健推進員数 平成10年度1,141人 平成11年度1,208人 平成12年度1,228人 ・保健推進委員会が開催している事業への参加者数 平成10年度17,724人 平成11年度18,503人 平成12年度18,545人</p>

<p>【 市が今行う必要性】</p>	
<p>○ 無 ● 有</p>	<p>介護予防、医療費抑制の面から、健康秋田市21の策定に参画してもらい、生活習慣病の一次予防を広く啓発する必要がある。 ・「21世紀における国民健康づくり運動の推進について」平成12年度3月31日健医発第612号保健医療局長通知 ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（改正）平成12年3月厚生省告示第143号</p>

<p>【 事業外部の条件整備(関連事業等)】</p>	
<p>○ 問題無 ● 要配慮</p>	<p>「保健推進委員会」が地域で活動しやすくするため、他組織に対し、保健推進委員会の活動をPRする。</p>

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	事業参加者数に対する保健推進員数の割合				
選定理由					
計算・推計方法	保健推進員数 / 保健推進員会が開催している事業への参加者数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
	目標				
	実績				

【 事業成果指標・備考】

06保健 21

事業説明シート 22 秋田市動物愛護センター（仮称）の建設(新規)

部局課所 保健所衛生検査課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 7項 動物の愛護および適正飼育の推進
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

<p>【 事業の目的】</p> <p>中核市の抑留施設設置義務に基づく抑留施設と、現在保健所車庫の一角において、暫定的な施設で行っている不用犬猫の引き取り及び負傷動物の収容業務のための施設を建設し、動物関係業務をより効率的、効果的に行う。</p> <p>同時に、市民が気軽に利用できるふれあい広場（ドッグラン）、多目的ホールを設置し動物愛護の拠点施設として、市民への動物愛護と適正飼育の普及を図る。</p>	<p>【 事業の対象】</p> <table border="0"> <tr> <td>犬 捕獲</td> <td>397頭（9年度）</td> <td>うち返還</td> <td>26頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>267頭（10年度）</td> <td>うち返還</td> <td>34頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>176頭（11年度）</td> <td>うち返還</td> <td>39頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>210頭（12年度）</td> <td>うち返還</td> <td>45頭</td> </tr> <tr> <td>引取</td> <td>122頭（11年度）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>65頭（12年度）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>猫 引取</td> <td>327匹（11年度）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>287匹（12年度）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	犬 捕獲	397頭（9年度）	うち返還	26頭		267頭（10年度）	うち返還	34頭		176頭（11年度）	うち返還	39頭		210頭（12年度）	うち返還	45頭	引取	122頭（11年度）				65頭（12年度）			猫 引取	327匹（11年度）				287匹（12年度）		
犬 捕獲	397頭（9年度）	うち返還	26頭																														
	267頭（10年度）	うち返還	34頭																														
	176頭（11年度）	うち返還	39頭																														
	210頭（12年度）	うち返還	45頭																														
引取	122頭（11年度）																																
	65頭（12年度）																																
猫 引取	327匹（11年度）																																
	287匹（12年度）																																
<p>【 全体事業概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 犬猫の譲渡 2. 飼い方の基礎訓練教室の開催 3. ドッグランの開設 4. 犬猫とのふれあいの場の提供 5. 不要犬猫の引き取り 6. 負傷動物の収容 7. 犬の抑留 	<p>【 新年度事業概要】</p> <p>平成15年度に愛護センターを建設するための地質調査および構造設計委託を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>予想年間施設利用者数</td> <td>3690名</td> </tr> <tr> <td>（内訳）・しつけ方教室</td> <td>600名</td> </tr> <tr> <td> ・譲渡会</td> <td>230名</td> </tr> <tr> <td> ・ドッグラン</td> <td>2000名</td> </tr> <tr> <td> ・その他</td> <td>860名</td> </tr> </table> <p>（動物愛護フェスティバル、愛護団体等）</p>	予想年間施設利用者数	3690名	（内訳）・しつけ方教室	600名	・譲渡会	230名	・ドッグラン	2000名	・その他	860名																						
予想年間施設利用者数	3690名																																
（内訳）・しつけ方教室	600名																																
・譲渡会	230名																																
・ドッグラン	2000名																																
・その他	860名																																
<p>【 備考】</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>2,740m²</td> </tr> <tr> <td>建物(1階建)</td> <td>340m²(成犬室、猫室観察室、猫室)</td> </tr> <tr> <td>ドッグラン</td> <td>945m²</td> </tr> </table>	土地	2,740m ²	建物(1階建)	340m ² (成犬室、猫室観察室、猫室)	ドッグラン	945m ²	<table border="0"> <tr> <td>【 国県施策名】</td> </tr> <tr> <td>【 国補助率】</td> </tr> <tr> <td>【 県補助率】</td> </tr> <tr> <td>【 起債充当率】</td> </tr> </table>	【 国県施策名】	【 国補助率】	【 県補助率】	【 起債充当率】																						
土地	2,740m ²																																
建物(1階建)	340m ² (成犬室、猫室観察室、猫室)																																
ドッグラン	945m ²																																
【 国県施策名】																																	
【 国補助率】																																	
【 県補助率】																																	
【 起債充当率】																																	

事業評価シート 22 秋田市動物愛護センター（仮称）の建設(新規)

<p>【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】</p>									
<p>● 無 ○ 有</p>									
<p>【 民間事業との競合】</p>									
<p>● 無 ○ 有</p>	<p>しつけ方教室・個人的にしつけ方教室を開催(1名)。 ドッグラン 市内にはないが、岩城町に1施設 *平成12年度利用者数 1634人</p>								
<p>【 住民ニーズ、行政需要の動向】</p>									
<p>● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向</p>	<p>保護、収容した犬猫の譲渡希望やしつけ方教室の開催要請が数多く寄せられている一方で、犬猫に関する相談、苦情が依然として多い。</p> <table border="0"> <tr> <td>苦情件数</td> <td>H10</td> <td>H11</td> <td>H12</td> </tr> <tr> <td>犬(猫)</td> <td>356(-)</td> <td>224(142)</td> <td>289(170)</td> </tr> </table> <p>適正飼育、譲渡に関する市民からの問い合わせ 10回/週程度</p>	苦情件数	H10	H11	H12	犬(猫)	356(-)	224(142)	289(170)
苦情件数	H10	H11	H12						
犬(猫)	356(-)	224(142)	289(170)						
<p>【 市が今行う必要性】</p>									

○ 無 ● 有	<p>現在県に委託している保護・捕獲犬の抑留業務について、県の抑留施設の使用期限が平成15年度までとなっていることから、早急に市独自の抑留施設を建設する必要がある。同時に、市民からのニーズが高まっている譲渡やしつけ方教室開催などの動物愛護業務を実施するための拠点施設を建設する必要がある。</p> <p>関連法規・狂犬病予防法第6条・21条・動物の愛護及び管理に関する法律第3条・第18条・19条・第3条</p> <p>他中核市28市の状況・抑留施設設置数16市（57%） ・犬のしつけ方教室実施数（共催含む）20市（71%） ・犬猫の譲渡実施数 22市（79%）</p>
---------	--

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】	
○ 問題無 ● 要配慮	事業内容について地元住民へ説明する必要があると思われる。

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	保健所への犬の登録頭数				
選定理由	この事業に対する需要の動向が分かる。				
計算・推計方法					
留意事項	未登録の飼い犬は多い。				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	10,204頭	10,204頭	10,204頭	10,204頭	10,204頭
実績					

【 事業成果指標・備考】 平成12年度登録頭数 10,204頭

06保健 22